

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定等を行う生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第100回）での審議の結果、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第3号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月環境省告示第31号）を以下のとおり改正します。

①水域の生活環境動植物関係

告示第3号イの環境大臣の定める基準（水域の生活環境動植物の被害防止の観点）として、表1左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水域環境中予測濃度について、表1中央欄に掲げる基準値を新たに設定又は改正し、若しくは表1右欄に掲げる現行の基準値を削除します。

表1 告示第3号イの環境大臣の定める基準関係

農薬の成分	基準値	現行の基準値
0, O-ジエチル O- (3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-イル) ホスホロチオエート (別名クロルピリホス)	(削除)	0.046 $\mu\text{g}/\text{l}$
2- { [4-クロロ-6- (エチルアミノ) -1, 3, 5-トリアジン-2-イル] アミノ } -2-メチルプロパンニトリル (別名シアナジン)	2.9 $\mu\text{g}/\text{l}$	29 $\mu\text{g}/\text{l}$
(3R)-3- (2-クロロチアゾール-5-イル) -8-メチル-7-オキソ-6-フェニル-2, 3, 7, 8-テトラヒドロ [1, 3] チアゾロ [3, 2-a] ピリミジン-4-イウム-5-オレート (別名フェンメゾジチアズ)	4.1 $\mu\text{g}/\text{l}$	-

②陸域の生活環境動植物関係

告示第3号ロの環境大臣の定める基準（陸域の生活環境動植物の被害防止の観点）のうち鳥類に係るものとして、表2左欄に掲げる農薬の成分の鳥類に係る予測ばく露量について、表2右欄に掲げる基準値を新たに設定します。

表2 告示第3号口の環境大臣の定める基準（鳥類に係るもの）関係

農薬の成分	基準値
2- { [4-クロロ-6-(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン-2-イル] アミノ } -2-メチルプロパンニトリル（別名シアナジン）	56mg/kg体重
(3 <i>R</i>)-3-(2-クロロチアゾール-5-イル)-8-メチル-7-オキソ-6-フェニル-2, 3, 7, 8-テトラヒドロ [1, 3] チアゾロ [3, 2- <i>a</i>] ピリミジン-4-イウム-5-オレート（別名フェンメゾジチアズ）	160mg/kg体重

・告示第3号口の環境大臣の定める基準のうち野生ハナバチ類に係るものとして、表3左欄に掲げる農薬の成分のばく露経路ごとの野生ハナバチ類に係る予測ばく露量について、表3右欄に掲げる基準値を新たに設定します。

表3 告示第3号口の環境大臣の定める基準（野生ハナバチ類に係るもの）関係

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
(3 <i>R</i>)-3-(2-クロロチアゾール-5-イル)-8-メチル-7-オキソ-6-フェニル-2, 3, 7, 8-テトラヒドロ [1, 3] チアゾロ [3, 2- <i>a</i>] ピリミジン-4-イウム-5-オレート（別名フェンメゾジチアズ）	1.8 μg /bee	0.67 μg /bee	0.0082 μg /bee /day	0.25 μg /bee

なお、設定、改正又は削除する基準値は、本告示の公布の日から適用します。